改設又は新設し併せて從業員の傷害を除去する爲常に備品を設け置くこと

8、月二日の休日及祭日の公休日の制定並に給料日の制定

9、解雇手當の制定

10、争議中の日給及争議費用は工場主全額負擔のこと

十二、經過並に解決條件

右要求に對し工場主は直ちに之れを拒絶した爲從業員側では結束を固め將人職に出でんとしたので工場主は成行の重大化するを憂慮し其の調停斡旋して八幡市在住元社民黨縣聯常任吉田某に一任するところあり、遂九日勞資双方右調停者立會の下に接衝の結果次の通解決せり。

解決條件

第一、第二、承認

第三、撤回

第四、第五、第六、承認

第七、漸次實施すること

第八、承認

第九、保留

第十、争議中の日給は支給せず、争議費用として拾六圓支給す
争議中の日給を支給せざる代り一人當り四圓宛總計四拾
圓を從業員に貸與すること。

以上